

今回の内容：会議情報

## 会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

### 第24回消費者安全調査委員会（平成26年9月26日）

- 子どもによる医薬品誤飲事故  
調査の状況について、事務局から説明を受けました。
- 家庭用ヒートポンプ給湯機の事案  
報告書素案について、担当の専門委員と事務局から説明を受けました。
- 機械式立体駐車場事故  
報告書(<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>)で取り上げた事案の分析過程を解説する「解説編」を作りたいと思っています。本日は、その作成状況について、事務局から説明を受けました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案  
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち5件については調査を行わないことになりました。残りの案件（35件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

### 部会の動き

- 工学等事故調査部会（9月上旬に開催）
  - ・家庭用ヒートポンプ給湯機の事案：これまでに行ってきた調査の結果を踏まえ、報告書の取りまとめの方向性について、担当専門委員から説明がありました。部会で出された意見を踏まえて、引き続き報告書の取りまとめ作業を進めることとなりました。
  - ・エレベーター事故：調査の経過について、担当専門委員から報告があり、引き続き、作業を進めることとなりました。
- 食品・化学・医学等事故調査部会（9月中旬に開催）  
子どもによる医薬品誤飲の事案の調査結果の概要について、事務局から報告がありました。部会では、調査から得られた保護者の意識や対応状況、子どもの医薬品誤飲事故に共通する事項など、調査結果を踏まえた再発防止策の取りまとめの方向性を議論しました。  
部会での議論を踏まえて、本事案についても、引き続き、調査の取りまとめに向けて作業を進めることとなりました。

## 太陽光パネルの設置後 施工不良による被害に遭わないために！

～契約時のチェックポイント～

太陽光パネルの住宅屋根設置の普及が急速に進む中、施工不良を原因とする雨漏りや発煙・発火などのトラブルが見られます。特に、既存住宅への設置でトラブルが増えています。

施工不良は設置後年数が経過して判明する場合も多く、設置工事業者の技術力や、適切な施工であるかのほか、契約内容についてもよく確認しておくことが重要になります。

現在、既存住宅への特定の太陽電池モジュール設置工事はリフォーム瑕疵保険の対象となっていますが、保険に加入するためには、太陽光発電パネルの住宅への設置による雨漏り等の不具合発生を防止するための支持部材の固定方法、防水処理、外壁貫通部分の防水処理等の施工上の技術的な基準（「既存住宅の瑕疵担保保険 施工・検査基準（住宅用太陽電池モジュール設置工事編）」）を満たした工事でなければなりません。

### ★アドバイス！

工事業者が確かな技術を持っているか、また、施工不良があった場合に契約上どのような補償を受けられるか、よく確認しましょう。

リフォーム瑕疵保険（住宅瑕疵担保責任保険）に加入している工事であるか確認しましょう。

施工不良によるトラブルが発生した場合は、下記の住まいるダイヤルや、消費生活センターへ相談しましょう。

#### ●住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル

**0570-016-100**（PHS又は一部のIP電話は03-3556-5147）

（10:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く）

#### ●消費者ホットライン（お近くの消費生活相談窓口※をご案内）

**0570-064-370** ※開所日時は、各相談窓口により異なります。

（参考）

国土交通省 既存住宅の瑕疵担保保険 施工・検査基準（住宅用太陽電池モジュール設置工事編）

<http://www.mlit.go.jp/common/000114507.pdf>

住宅瑕疵担保責任保険[現場検査]講習テキスト リフォーム瑕疵保険&既存住宅売買瑕疵保険

<http://kashihoken.or.jp/books/pdf/session.pdf>

（注）この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。

